

淀川水系流域委員会 第1回治水部会（2003.3.8開催）結果概要

03.3.26 庶務作成

開催日時：2003年3月8日（土） 10:00～12:00

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員12名、他部会委員2名、河川管理者21名、一般傍聴者85名

1 決定事項

- ・治水部会の部会長代理として森下委員が決定した。
- ・今後の開催日程として、4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。
- ・次回の部会では、提言と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料）を比較し、提言内容が反映されていない点や抜けている事項、具体化すべき事項などについて審議を行う。委員は次回の部会（3/27）で検討すべき論点に関する意見を3/21頃までに庶務へ提出する。

2 審議の概要

部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1 決定事項」参照。

部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュールなどについて説明が行われた。今後の部会開催について、上記「1 決定事項」の通り決定した。

説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問と回答」、資料3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの治水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見交換」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「基本高水流量が算出された論拠にまで踏み込んだ議論をお願いしたい」といった発言があった。

3 主な意見交換

説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問と回答」、資料3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの治水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。

主な意見

- ・塔の島の流下能力向上のための整備として、護岸工事と橋架の付け替えが説明されていたが、この整備でなぜ流下能力が向上するのか。

護岸工事は河床掘削の準備のために実施しているが、現在のところ、河床掘削工事は行っておらず、流下能力は向上していない。また、河床掘削の実施の時期については、天ヶ瀬ダム再開発の見直しや下流の堤防強化の状況を踏まえて検討する。（河川管理者）

- ・浸水想定区域図は周辺住民への周知徹底が重要だ。川西市の場合、約5年前に配布されたきりになっている。国の直轄管理区間については浸水想定区域図が公表されているが、猪名川の川西市地域は県の管理であり、実際にどこまで作成が進んでいるのかよくわからない。事態の改善をお願いしたい。

- ・資料 3-2-3 治水部会 - 7 頁に記載されている大阪地下街の地上への階段数だが、感覚的に少ないような気がする。すべてチェック済みなのか。

確認する。（河川管理者）

- ・資料 3-2-3 治水部会 - 23、24 頁に記されている、狭窄部上流の水位低下と下流の流量の影響についての説明図は、水位と水量が混在していたので、整理した方がよいのではないか。

- ・浸水想定区域図が公表されたことにより、土地利用にどのような変化があらわれたのか、既に公表されている地域について実例のデータがあれば、紹介して頂きたい。

最も早くできたものでも3年前でありデータはない。おそらく、実態としては、マップが公表されたことによって土地利用が変化した例はないのではないか。今後は、水害ポテンシャル低減協議会において、議論し実行に移していきたいと思っている。（河川管理者）

- ・資料 3-2-3 治水部会 - 4 頁の水田の貯留機能について、「水田への貯留の可能性・実効性については調査が必要」とあるが、水田・畑地の貯留機能そのものの有効性が未知数でありそれについて調査が必要という意味なのか、それとも有効性のある地域とそうでない地域が混在しているために調査が必要という意味なのか、整備局管内の水田・畑地についてまだよく分かっていないということなのか。

流出モデルには水田・畑地の貯留効果が組み込まれているが、例えば、洪水期の前に水田の水位を落として出水に備える、あるいはあぜ道を高くして貯留量を増やすなどの対策については考慮されていない。現在、それらの手法の可能性・実効性が担保されておらず、また、営農法上、実際に可能なのかもわからないので、調査の必要があると考えている。（河川管理者）

調査研究は今後も続けられていくのだろうが、我々が作成しようとしている河川整備計画に、水田を治水設備として組み込むことは無理ではないか。無理ならば、明確に述べた方がよい。

正常に農業がなされている水田と休耕田は分けて考えるべきであり、休耕田にどの程度の治水能力を持たせるかが問題だろう。将来的に休耕田となる面積を踏まえた上で、考えていくことが大事なことはないか。

河川管理者の説明は、従来は河川管理の範囲外のことだった水田・畑地を、今後、積極的に治水面で利用できるかどうかを検討していきたいという内容だと理解した。（部会長）

- ・河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これ

まで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういったことを考慮して、今後の治水を検討して頂きたい。

- ・狭窄部の開削やダム建設は、本来は人間のどういう生活をどう守るかという課題をクリアするための手段に過ぎず、手段を変えたからといって、本来の目的が達成できるということではないはずだ。今後の治水を考える上では、技術では解決できないそういった課題をどう解決していくかが重要。従来とは違う切り口の治水を考えていかなければならない。

委員会では、現状のどこに課題があり、今後どうしていくべきかという問題意識を持って議論を重ねてきた。その結果が、提言に記されている「破堤による壊滅的被害の回避」や「狭窄部上流部における浸水被害の軽減」という内容になったと考えている。単に手段の話ではなく、どういう問題意識を持ちどうするのかという議論を積み重ねたと認識している。（河川管理者）

- ・応急的堤防強化について説明されているが、これは従来と同じ手法であり、提言にある「超過洪水・自然環境を考慮した治水」を実現できないのではないかと。提言では治水の理念転換をうたっているが、説明資料（第1稿）の内容は従来の治水の延長線上にあるように感じられる。提言を受けてどこがどう変わったのかを示すなどして、わかりやすく説明してほしい。（部会長）

様々な堤防強化を考えていかなければならないと思っている。本日の説明内容は、現状の技術で可能な範囲で示したものであり、一方で、河川環境に影響のない方法やより安全度の高い方法を検討、試験施行していかなければならないと思っている。（河川管理者）

河川管理者は、時間、予算、環境への影響などを考慮してある程度シナリオをつくり、提言で述べていることが本当にどこまで実行可能なのかを具体的に示さなければならない。何に対しても「検討したい」と答えていては、審議が進まない。

一度、環境という要素を横に置いて、「治水だけを考えた場合にも、このような転換が必要」ということを明言すべき。それと同時に「河川環境の重要性を考慮することによって、このような転換が必要」という内容と併行して考える必要がある。

- ・本日は委員からの質問や意見に対して回答を頂いたが、一般の方々からも様々な質問や意見を頂いている。今後、これらにも答えて頂くようお願いしたい。（部会長）

説明資料の第1回目の住民説明会がほぼ終了したが、頂いた質問全てに対して、ホームページで回答していきたいと考えている。この回答を委員会の場において説明することも可能だと思っている。（河川管理者）

- ・説明資料（第1稿）について、委員が個人的に詳しく知りたい箇所がある場合、河川管理者に説明をお願いすることは可能か。（部会長）

委員会の場ではもちろん、委員会以外においても河川管理者がお伺いして応えていく。（河川管理者）

- ・市民には、河川管理者が当然だと考えていることが伝わっていない。例えば、越流すると堤防が壊れてしまう事実や高い堤防がかえって被害ポテンシャルを高めていること、狭窄部を持つ河川の恐怖などを市民にきっちりと説明する必要がある。

ご指摘の点に関しては、説明資料（第1稿）の説明会で住民の方々に説明してきたが、確かに河川管理者と住民の方々の間には考え方や言葉のギャップがあり、理解し合えなかった部分もある。今後も引き続き住民説明会を開催し、平易な言葉や図表などを

用いてわかりやすい説明を行っていきたい。(河川管理者)

大人だけではなく、関心を持った子どもたちに河川のことを伝えていく努力も必要だ。次の世代を担う子どもたちに河川のことを理解してもらわなければ、どれだけ素晴らしい河川整備計画を作ったとしても、うまく引き継ぐことができないだろう。説明資料は、大人でもわかりにくい点が多く、まして子どもには、まったくわからない内容となっているため、小学生高学年にも理解できるような資料の作成も検討している。

(河川管理者)

一般の方から委員会に寄せられている意見の中で、「委員会は治水を軽視しているのではないか」という意見がある。委員会は、治水をレベルアップするための方策を検討しており、決して治水を軽視しているつもりはないが、一般の方の中には誤解されている方もおられる。委員会も、よりわかりやすい説明をしていく責任があるだろう。

(部会長)

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・基本高水流量がどのような論拠に基づいて算出されたのかにまで踏み込んだ審議をお願いしたい。

基本高水流量に対応した治水整備を行っていく従来の手法は、法律に基づいたものであり、簡単には中止できないだろう。しかし、委員会は超過洪水を考慮した治水計画を提言しており、ご指摘の点は常に意識して委員会の立場から議論していきたい。(部会長)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。